

## 1. 指定規則(※1)及び指導ガイドライン(※2)の教育内容と単位数の見直しについて

視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴い、視能訓練士の養成に必要な教育内容と教育目標及びその単位数について検討を行った。

教育内容の見直しに当たっては、医療技術の高度化と複雑化、国民の医療へのニーズの変化と多様化を踏まえた教育となるよう、教育内容(単位数)の見直しを行い、以下の総単位数とする。

**93単位以上から101単位以上へ引上げ**

### [カリキュラムの主な見直し内容]

#### 1) 基礎分野

- ・ 社会の理解(新設、単位変更なし、合併及び合同授業の制限緩和)

#### 2) 専門基礎分野

- ・ 人体の構造と機能及び心身の発達
- ・ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(単位増)
- ・ 視覚機能の基礎と検査機器
- ・ 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念(単位増)

#### 3) 専門分野

- ・ 基礎視能矯正学(単位増)
- ・ 視能検査学(単位増:一部内容を専門基礎分野及び、他の専門分野に移動)
- ・ 視能訓練学(単位変更なし:一部内容を専門基礎分野に移動)
- ・ 臨地実習(単位増) など

※1 視能訓練士学校養成所指定規則(昭和46年文部省・厚生省令第2号)

※2 視能訓練士養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第29号厚生労働省医政局長通知)

## 2. 臨地実習の在り方について

### (1) 臨地実習の1単位の時間数について

臨地実習1単位の計算方法について、臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とする。

### (2) 臨地実習の中で実施する教育内について

臨地実習の実施にあたり、病院等での実習の実施に加え、保健、福祉、介護及び特別支援学校等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいとして要件に追加する。

### (3) 臨地実習指導者の要件に関する事項について

実習指導者となるものは、厚生労働省の定める要件を満たす臨地実習指導者講習会を修了者であることが望ましいとして要件に追加する。

## 3. その他について

### (1) 養成所において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直す。

### (2) 適用時期、経過措置

令和6年4月の入学生から適用（法第14条第1号）※同条第2号は、令和8年4月から適用。